

## 平成29年度 定期健康診断（特定健康診断を含む）の実施について

みだしの件については、今年度の定期健康診断を下記の要領で実施するので、該当者は全員漏れなく受診をするよう徹底されたい。

### 記

#### 1 実施期間

平成29年4月1日から同年6月30日までの間

※深夜業務に従事している者は、おおよそ6ヶ月後に受診する第2回目の健康診断も受診させること。

#### 2 実施医療機関

各所属において委託契約中の健診医療機関

#### 3 受診対象者

34歳以下の社員（平成29年3月1日以降に入社した者を除く）	定期健診
① 35歳～39歳の社員 ② 40歳以上で人間ドックを受診しない社員	生活習慣病健診
① 40歳以上で人間ドック受診を希望する社員 ② 40歳未満の管理職で人間ドック受診を希望する社員	人間ドック
婦人科健診を希望する女性社員	婦人科健診

注) 1 平成29年3月1日以降に入社した者は、「雇入れ時健康診断」を実施してから日数が浅いので除外する。

注) 2 契約社員は以下の者を受診させること。

- ・正社員と同様の勤務状態にある者。
- ・週所定労働時間が正社員の週所定労働時間の4分の3以上である者。
- ・勤務時間が過去6ヶ月間継続しており、さらに6ヶ月間継続する見込みのある者。

#### 4 検査項目

別紙1「平成29年度 健康診断検査項目」のとおり。

<委託契約中の健診医療機関で受診する場合の受診料金目安>

- ・定期健診 …… 7,000円(29歳以下)
- …… 8,000円(30歳～34歳)
- ・生活習慣病健診 …… 25,000円(35歳～39歳、又は40歳以上で人間ドックを受診しない者)
- ・人間ドック健診 …… 43,000円(40歳以上の希望者、又は40歳未満管理職の希望者)

5 定期健康診断の受診費用について

人間ドックの受診費用については前年度と同様、下記のとおり一部を自己負担とする。

健診内容	一次健診費用	二次健診費用(再検査)
定期健診	自己負担無し (会社及び健保が全額負担)	再検査の一回目のみ自己負担無し (健保で負担)。 ※既往歴に関するものは除く。 ※その後の再検査及び治療に要する費用は自己負担とする。
婦人科健診		
生活習慣病健診		
人間ドック健診	自己負担あり 5,000円 (健保負担分の一部を自己負担)	

※ 人間ドックについては、自己負担(5,000円)が発生することから、40歳以上、又は40歳未満管理職の希望者のみ受診とする。

6 自己負担の支払い方法について

人間ドック受診者の自己負担方法について、詳細は以下のとおりとする。

(1) 自己負担の支払い方法

人間ドック受診者は、受診後に健診医療機関の窓口にて5,000円を支払うものとする。具体的な流れについては、別紙2「平成29年 人間ドック自己負担金 処理フロー」を参照すること。

(2) 各所属における主な処理の流れ

ア 人間ドック受診前の準備について

(ア) 各所属事務管理課

- ①健診医療機関に対して、別紙2「人間ドック自己負担 処理フロー」を用いて、受診日当日の5,000円を受領及び領収証の発行、5,000円を差し引いた額を請求すること等を説明すること。また、健診費用の請求は会社への請求と健保への請求の2種類があるが、自己負担の5,000円は、健保への請求金額から差し引くことを併せて説明すること。
- ②所属員に対しても事前に実施要領を説明し、所属員から人間ドック希望者を取りまとめ、健診医療機関と受診日の調整を行うこと。

イ 受診時及び受診以降の処理について

(ア) 人間ドック受診者

- ①人間ドック受診後に、健診医療機関の窓口にて自己負担額5,000円を支

払うこと。

② 5,000円分の領収証を受領し、各自で保管すること。

(イ) 各所属事務管理課

① 健診医療機関から健診費用の請求書が送付された際に、健康保険組合負担分の請求書を健康保険組合へ送付すること。

※人間ドックの領収証の提出は昨年同様、不要とする。但し、請求の誤りを防止するため、事務管理課においては所属員の受診状況の管理を十分に実施されたい。

※上記5～6に関する問い合わせは健康保険組合（03-5395-0161 担当：藤田）まで

以上